

**猪名川町使用料・手数料見直しに
関するガイドライン(案)
に対するパブリックコメント及び町の考え方**

意見募集期間:令和5年12月1日～令和6年1月4日

意見提出者数:1人

提出意見数:7件

■猪名川町使用料・手数料見直しに関するガイドライン(案)について提出された意見の概要と町の考え方

番号	意見提出者	区分	頁	章	大分類	中分類	小分類	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方(対応)
1	1								<p>行政サービス（に係るコスト）に対する使用料・手数料の見直しについて、「料金改定」以外の方法で対応することはできないか。</p>	<p>使用料は施設を利用した場合、手数料は特定の方のために役務を提供した場合、実費負担的な意味で受益者から徴収する「受益者負担の原則」に基づいています。</p> <p>そのため、公共施設の維持コスト等が施設の収益と比較して均衡がとれていない場合は、使用料または手数料の見直しが必要です。</p> <p>「受益者負担の原則」に基づくと、これまでから料金を据え置いてきたことは、町として住民サービスを重視してきたとも言える一方で、非受益者（の住民）視点で考えた場合は、施設維持に掛かっている費用等に対して、定期的な料金改定はすべきだったともいえます。</p> <p>また、使用料・手数料の料金改定以外での取組としては、行政が提供しているサービスに係るコストそのものの削減に取り組む必要があることは言うまでもありませんが、そちらと使用料・手数料の見直しは並行して行っていき、定期的な見直しをもって「受益者負担の原則」の維持に努めてまいります。</p>

2	1								<p>使用料・手数料の見直しを実施する前に、町として「身を切る改革」は実施しており、これ以上の方策がないため、使用料・手数料の見直しを行うものか。</p>	<p>町では、令和5年3月「第七次猪名川町行政改革大綱」および具体的な取組内容を示した「第七次猪名川町行政改革大綱実施計画」（以下、「実施計画」と記載。）を策定し、本大綱等に基づき現在の厳しい町の財政運営（基金の取り崩しに頼った財政運営）の見直しに対して、町が今後も持続可能な行財政運営を行っていけるよう各種事務事業の見直し（事業の刷新・効率化・廃止）に取り組んでいるところです。</p> <p>使用料・手数料の検証及び見直しは、「実施計画」における取組項目の一つとして位置付け、他の取組と並行して進めているものです。</p>
3	1								<p>町として「身を切る改革」と言えることはどんなことを実施しているか。</p>	<p>「身を切る改革」を、よりよい行政サービスを、より効率的に提供するための「行政改革」の意味とするなら、番号2の回答で取り上げた「第七次猪名川町行政改革大綱実施計画」に具体の取組項目を設け、現在町として行政改革を推進していますので、参考にご覧いただきますようお願いいたします。</p> <p>本実施計画にもとづき、これまで町が実施している事務事業、各団体への補助金、町のイベントのあり方についても現在見直しの対象としているところです。</p>

4	1								<p>町として業務の効率化や、生産性アップはどのように行っているか。</p>	<p>公共施設の管理運営については、かねてから町では、民間のノウハウやアイデアを活かすことで、町民サービスや費用対効果の向上を図る指定管理者制度を多くの公共施設で導入しており、公共施設の運営に係る経費の抑制に努めているところです。</p> <p>また、行政サービス全体での取組として、近年では、行政デジタル化の推進により、業務の効率化を推進しているところであり、それらのデジタル技術を活用するための人材育成についても各種研修の充実により取組を進めているところです。</p>
5	1		4						<p>建物の老朽化は事前にわかっていたことだが、減価償却の様な方法で対応していないのか。</p>	<p>町の公共施設の使用料は、施設供用開始時に「他市町の料金を参考にして」や、「(民間施設と比べて) おおむねこの程度が妥当」等から料金設定されており、料金設定以来現在まで同じ金額で長年据え置かれているものもあります。</p> <p>今回、町の行政改革を実行に移し、公共施設全体の使用料の検証及び見直しを行う上では、個々の施設ごとではなく、統一した算定ルールのもと使用料の検証が必要であると考え、「猪名川町使用料・手数料見直しに関するガイドライン(案)」を策定しましたが、本ガイドラインで示す使用料の算定方法では、定額法による減価償却費を使用料原価(コスト)に含んでいます。</p>

6	1								<p>これまで行政サービスに係るコストはどのように把握していたか。今後どのようにしようとしているのか。</p>	<p>これまで行政サービスに係る各コストは、決算等において各事業における支出状況として把握してきたものの、それらを公共施設の使用料や行政サービスにかかる手数料といった収入と比較し、適正な料金へ反映していないのがこれまでの状況です。</p> <p>しかし、近隣各市含め、各自治体ではおおむね4～5年ごとにこれら収支のバランスを鑑み、使用料・手数料に反映している状況から、本町においても本ガイドラインを設けることにより、使用料・手数料の料金の算出方法を明らかにした上で、「受益者負担の原則」にもとづいた料金設定を定期的実施していくものです。</p>
7	1								<p>「使用料・手数料の見直し」は、アップもあればダウンもあるのか。</p>	<p>「猪名川町使用料・手数料見直しに関するガイドライン(案)」は、使用料・手数料に係る支出と収入のバランスを再確認し、必要に応じて料金の見直しを行うものであり、使用料・手数料とも増額、減額、現状維持いずれの場合もあり得ます。</p> <p>ただし、公共施設の使用料を例にしますと、光熱費や委託管理費などの経常費用が増加傾向であることから、全体の見直しにおいて、ダウンの可能性は低いと考えます。</p>